

○内閣府令
国土交通省令第 号
原子力規制委員会規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第十条第一項及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第十一条の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手

続等に関する省令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等

文部科学省
経済産業省令第三号
国土交通省
に関する省令（平成二十四年）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報
手続等に関する命令

別記様式第一中「 \times 」を「 \cdot 」に、「 \square 」を「 \square 」に改め、別記様式第二中「 \square 」を「 \square 」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。